

# 香川県報



第 37 号

平成 17 年

5月13日(金曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

- 告示
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課） 一
  - 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定（港 湾 課） 二
  - 公有水面埋立工事の竣功認可
  - 落札者等の告示（情報政策課）
  - 貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し（経営支援課） 三
  - 土地改良事業の認可（四件）（土地改良課） 四
  - 土地改良事業の同意（五件）
- 公告

## 告 示

### ●香川県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一七、二、二八	久保外科整形外科	久保 脩	訪問看護
廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類

平成一七、二、一	指定居宅介護支援事業所愛慈会 善通寺市上吉田町七丁目八番九号	医療法人社団愛慈 胃腸科内科医院 善通寺市上吉田町七丁目八番九号	居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設 居宅介護支援事業
	病院 観音寺市杵田町甲二〇九八番地	観音寺市杵田町甲二〇九八番地	居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設

### ●香川県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一七、三、一	医療法人社団久保 外科整形外科医院 観音寺市杵田町甲二〇九八	医療法人社団久保 外科整形外科医院 観音寺市杵田町甲二〇九八	訪問看護 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設
平成一七、三、二八	香川西部ヤクルト 販売株式会社福祉 事業部 善通寺市大麻町七 七七番地五	香川西部ヤクルト 販売株式会社 善通寺市大麻町七 七七番地五	福祉用具貸与
平成一七、四、一	みき山荘短期入所 生活介護事業所 木田郡三木町井戸 三八番地一	社会福祉法人木田 福祉会 木田郡三木町大字 下高岡二八八二番 地一	短期入所生活介護

●香川県告示第三百十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、直島町建設経済課において平成十七年五月十三日から十年間閲覧に供する。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十七年四月二十八日

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町四丁目一番十号

香川県知事 真鍋 武紀

三 埋立区域

1 位置

香川郡直島町字宮ノ浦二二〇三番一及び二三四九番四に接する無番地地先並びに二二四九番二六地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉙の地点と㉚の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位（D・L・十二・七八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉙の地点 二等三角点直島（北緯三四度二七分二一・七二三秒、東経一三三度五九分六・一七三〇秒。以下「基点」という。）から二七七度一七分五三秒、九二二・七二メートルの地点

㉚の地点から二二五度一四分五〇秒 九〇・三一メートルの地点

㉛の地点から三一五度一四分五二秒 三四・〇〇メートルの地点

㉜の地点から二二四度五七分〇四秒 九・九五メートルの地点

㉝の地点から三一五度五二分五〇秒 一・四七メートルの地点

㉞の地点から四五度〇二分二六秒 六・〇一メートルの地点

㉟の地点 ㉟の地点から三一五度〇〇分〇〇秒 二・五〇メートルの地点

㊱の地点 ㊱の地点から四五度一九分四四秒 一〇・一〇メートルの地点

㊲の地点 ㊲の地点から三一五度二四分四七秒 九・〇二メートルの地点

㊳の地点 ㊳の地点から二二五度〇八分三九秒 一〇・一二メートルの地点

㊴の地点 ㊴の地点から三一五度一九分二五秒 二・五一メートルの地点

㊵の地点 ㊵の地点から二二五度一分四五秒 六・〇〇メートルの地点

㊶の地点 ㊶の地点から三一五度四分五〇秒 九・五四メートルの地点

㊷の地点 ㊷の地点から四五度〇九分五三秒 一六・二二メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から一三五度一四分三六秒 三・五〇メートルの地点

㊹の地点 ㊹の地点から九〇度一四分三九秒 二一・三六メートルの地点

3 面積

四、〇八九・三五平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成十三年六月二十二日

2 免許番号

一三港湾第五一七四号

公 告

●香川県告示第二百九十号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 給与システム運用業務 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 随意

四 契約日 平成十七年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国営業本部 香川県高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号

六 契約価格 三五、九一〇、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(平成七年政令第三百七十二号) 第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政

策部情報政策課システムグループ 電話番号〇八七―八三二―三二四一

●香川県公告第二百九十一号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十七条第一項の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により次のとおり公告する。

平成十七年五月十三日

一 氏名 香川県知事 真 鍋 武 紀

佐々木 修志

二 主たる営業所等の所在地

香川県高松市花ノ宮町二丁目一番二十七号

三 登録番号

香川県知事(N一)第〇〇五八五号

四 登録の取消し年月日

平成十七年四月二十六日

●香川県公告第二百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十三日認可した。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市江尻土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 浜田地区
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 山ノ神樋本地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 鴨庄赤門前地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 本鴨地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 氏部大美場地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 上氏部東幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 鴨庄下藤木地区
坂出市西庄土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 立手地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 庄地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 原地区
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 森時中地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 平尾地区
琴南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 内田地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 新井手地区
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路補修事業) 岩鍋幹線水路地区

●香川県公告第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十三日認可した。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
中村地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中村地区
一股地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一股地区
下大宮地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下大宮地区
八幡地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八幡地区
生稲中地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）生稲中地区
下村下所地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）下村下所地区

●香川県公告第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十五日認可した。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蜂の坪地区
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）熊ヶ池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）菖蒲池地区

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）摺鉢池地区

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）総壇池地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）木ノ下地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）栗ノ下西又地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東碑殿地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上東地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上東地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）稲木西角地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原田宮地区

単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）上郷西部地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西原地区

●香川県公告第二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、仲南町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東幼稚園地区）を行うことについて平成十七年四月二十日認可した。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十三日同意した。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
満濃町	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西真野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）下分地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西田井地区

●香川県公告第二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十五日同意した。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名
丸亀市	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）東行末下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）冲南二号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西山一号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）池尻地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）油山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一本木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平塚地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平塚東地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）成願寺下地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一番堂地区

単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）尻池地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宿母地区

単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）咲屋地区

単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西行末上地区

単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西新田東地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川西地区

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原村一号地区

●香川県公告第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十五日同意した。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
満濃町	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）椿谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）福家下所地区

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 深田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 池下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 公文地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 杉上上所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 五毛地区

●香川県公告第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十八日同意した。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
三木町	香川用水非受益地域用水確保事業田村中池地区
〃	香川用水非受益地域用水確保事業よし池地区
〃	単独県費補助土地改良事業西土居地区

●香川県公告第三百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月二十日同意した。

平成十七年五月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
----	---------

仲南町	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業） 中谷西池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業） 寺池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業） 井倉池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 春日地区

平成十七年五月十三日印刷発行

印刷発行所 香川県庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています